

「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例 骨子案」に対する意見の募集について

「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例案」の策定にあたり、多くの県民の皆様のご意見を反映するため、下記の通り県民コメントを募集いたします。

記

1 ご意見の募集期間

令和4年5月3日(火)～令和4年6月2日(木)

2 ご意見の提出方法

(1)提出方法

自由民主党埼玉県支部連合会県民コメント専用フォームより提出

※ 県民コメント専用フォーム以外からの方法でのご意見のご提出はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

3 ご意見の取扱いについて

(1)ご提出いただいたご意見を考慮し、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例案」を策定いたします。

(2)個々のご意見に対する個別回答やご提出いただいたご意見についてはご返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

(3)本県民コメントを通してお預かりした個人情報については、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例案」の策定にあたってのみ使用し、使用目的以外での利用はいたしません。

(4)上記(3)について、条例案策定に際し埼玉県等関係機関へ情報提供する場合がございます。ご提出をいただいた際には関係機関への情報提供に承諾されたものとみなします。

4 お問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-9-14

自由民主党埼玉県支部連合会 県民コメント担当

TEL 048-824-3297

FAX 048-824-3328

以上

埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例 骨子案

項目	見出し	内容
1	目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現すること ・ 情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえる
2	基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される ・ 部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深める
3	部落差別の禁止	何人も、インターネット等を通じた情報の提供、結婚及び就職に際しての身元の調査その他の行為により部落差別を行ってはならない
4	県の責務	<ol style="list-style-type: none"> ① 県は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を講ずる ② 県は、施策の推進に当たっては、国、市町村等との連携を図る ③ 県は、市町村等の取組に必要な情報の提供及び助言、その他の支援を行う
5	県民の責務	<ol style="list-style-type: none"> ① 県民は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努める ② 県民は、基本理念にのっとり、県の施策に協力する
6	事業者の責務	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者は、部落差別の解消のために必要な取組を行うよう努める ② 事業者は、基本理念にのっとり、県の施策に協力する
7	教育及び啓発	県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う
8	相談体制の充実	<ol style="list-style-type: none"> ① 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に応ずる ② 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるため、相談に応ずる者の資質の向上を図る等相談体制の充実を図る
9	部落差別の実態把握	県は、必要に応じて、情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化も踏まえ実態の把握を行う
10	附則	県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行う